2月27日 避難計画に関する意見交換会での確認点等(概要版)

日 時:2018年2月27日 14:45~16:00前まで

場 所:参議院議員会館 B102 号室

市民の参加者:京都・大阪・首都圏から9名

政府側の出席者:

内閣府:原子力防災担当から3名(専門官橋本薫氏、参事官補佐椚田房貴氏、内閣府事務官宮尾

武一郎氏)

規制庁:原子力規制庁広報室 室長補佐 馬場康夫氏

(福島みずほ議員事務所を通じて設定)

- 1. スクリーニング場所(あやべ球場、美山長谷運動広場)が、一方通行できないため規制 庁のマニュアルに違反している点等
 - ・解決策はまだ決まっていない
 - ・今年1月に京都府と福井県が一緒に現地調査。内閣府は昨年10月に現地調査
 - ・対策案として、スクリーニング会場から出たあたりで再度タイヤの汚染検査等を検討しているが決まっていない
 - ・2 か所への車両の流入台数が過小だが、これについては、高浜の時に、業者に委託したもの 大飯の避難の場合には流入台数の試算はやっていない
- 2. 雪等の複合災害と安定ヨウ素剤の事前配布について
 - ・基本は府県が除雪する。自然災害が厳しい場合は「まず屋内退避」という方針。今回の福井 の雪等の場合は、3日程の屋内退避。ヨウ素剤はUPZではこれまで通り事前配布はしない
 - ・雪の場合、じっと家の中にいることはできない。屋根の除雪、家の前の除雪もしなければならない。府県はそこまでやってくれないので、住民がやることになれば、被ばくしながらになる。熊本地震のような複数回の揺れがくれば、屋内退避できないと市民は指摘
 - ・地震と雪が重なった場合の地域防災計画について確認する必要があると回答
 - ・国の指針に問題があるということなら規制庁と相談する。府県に事前配布の要望を聞く
 - ・冬場の防災訓練をやって検証したいと言いながら、いつやるのか等の具体的言及はない
- 3. 同時発災の避難計画について
 - ・いつまでに作成できるかは、まだ分からない。見通しが立っていない
 - ・1月12日、2月15日に会合をもったが、オフサイトセンターへの参集についての議論だけで、京都府・滋賀県から意見があった避難経路の追加等については議論できていない
 - ・市民からは、同時発災になれば被ばくや汚染の状況も変わる。それらをまず評価し、避難先 の兵庫・大阪等も避難先として使えなくなることもある。それらを先に検討すべきと指摘
- 4. 福島原発事故時の周辺の「最大」値が毎時 91 μ Sv という関電のウソの説明について
 - ・前回1月24日交渉の後(その日)に、規制庁から京都府に電話し、事実関係を確認した。
 - ・京都府と関電で話をした結果、関電が追加の説明を1月26日にHPに載せた
 - ・関電の説明内容について、事業者がやっていることなので規制庁としてとやかくは言わない